法人市民税第 20 号様式別表2の3(控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書)について

京　都　市

1 この明細書について

この明細書は，当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度（法人税法第 80 条第 5 項又は第 144 条の 13 第 11 項に規定する中間期間を含みます。以下同じ。）又は当該連結事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度（同法第 80 条第 5 項又は第 144 条の 13 第 11 項に規定する中間期間を含みます。以下同じ。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額，外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額，外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前 10 年以内に開始した連結事業年度（同法第 81 条の 31 第 5 項に規定する中間期間を含みます。以下同じ。）において生じた控除対象個別帰属還付税額について，法第 321 条の 8 第 12 項又は第 15 項の適用を受けようとする場合に記載し，第 20 号様式の申告書に添付して 1 通を提出します。

また，市町村内に恒久的施設を有する外国法人については，法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

※上記「10 年以内に開始した事業年度」が平成 20 年 3 月 31 日以前に終了していた場合は，「10 年」を「7 年」に，平成 30 年 3 月 31 日以前に終了していた場合は，「10 年」を「9 年」と読み替えます。

※平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した法人が第 21 号様式の申告書を提出する場合，旧様式が適用されますのでご注意ください。

2 「控除対象還付法人税額」又は「控除対象個別帰属還付税額」の繰越控除制度の概要（法第 321 条の 8 第 12 項，第 15 項）

「控除対象還付法人税額」と「控除対象個別帰属還付税額」の繰越控除は，法人税での欠損金の繰戻還付額を法人市民税で繰越控除する制度です。欠損金の繰越控除と繰戻還付について，国税の法人税と法人市民税での取扱いは，概略次のようになっています。

	法人税での取扱い	法人市民税での取扱い
欠損金の繰越控除	直接的に繰越控除できる。	直接的な繰越控除はしないが， 間接的繰越控除ができる。
欠損金の繰戻還付	（ⅰ）直接的に還付を受けられる。	（ⅱ）還付を受けられない。 代わりに，国税での還付額を独自に繰越控除する調整措置を導入

法人税の所得計算は，当期の損益だけで行い，別の期の損益は用いないのが原則です。

しかし，欠損金については，翌期以降へ繰越してその所得から控除（繰越控除）できる制度と前期以前へ繰戻してその所得相当額から還付（繰戻還付）を受けられる制度が，法人税で設けられています。

※繰越控除では当期開始の日から 10 年以内に開始する期の所得まで繰越しができ，繰戻還付は当期開始の日前 1 年以内に開始する期の所得まで繰戻しができます。なお，繰戻還付制度は，中小企業者等（法人税法第 66 条第 6 項第 2 号に掲げる法人に該当するものを除く）以外の法人について，原則，適用停止とされておりますが，災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度においては除きます。

欠損金について，法人税で繰越控除を行うか，繰戻還付を行うか，によって法人市民税での取扱いが違ってくるのは不公平であることから，**法人税で行った欠損金の繰戻還付の金額について，法人市民税では還付の代わりに，独自に直接的に繰越控除を行うための調整措置**が設けられています（ⅱ）。

この調整措置では，単体申告法人の欠損金の繰戻還付額を「**控除対象還付法人税額**」といい，連結申告法人の連結欠損金の繰戻還付に係る個別帰属額を「**控除対象個別帰属還付税額**」といいます。

3 各欄の記載のしかた

表の各欄は，上段から一段ごとに記載し，右端に斜線の入った最上段は，翌期にその「開始の日前 10 年以内に開始した連結事業年度」に該当しなくなる期間の分について記載します。

欄	記載のしかた
「事業年度又は連結事業年度」の各欄と「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額」①の各欄	これらの各欄は，法人税で繰戻還付を受けて，控除対象還付法人税額が生じた事業年度とその金額の組み合わせ，又は控除対象個別帰属還付税額が生じた連結事業年度とその金額の組み合わせを古いものから順次記載します。
「既に控除を受けた額」②の各欄	①の金額のうち，前期以前にこの控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の繰越控除を受けて，繰越対象外となった金額をそれぞれ記載します。
「控除未済額①−②」 ③の各欄	「① −②」の金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額⑤」の金額）をそれぞれ記載します。
「当期控除額」 ④の各欄	まず，**最下段の欄に，当期分の所定の金額（※）とこの明細書の控除未済額③の計の金額のうち，いずれか低い金額（0円以下の場合は0円）を記載します。** 次に，この最下段の金額を③の各欄の金額に上段から順次あてはめていった場合に，その③の各欄の金額にあてはまった部分の金額を，その③の各欄に対応する④の各欄に記載します。 **※所定の金額** **(1)連結法人及び連結法人であった法人以外の内国法人** **第 20 号様式「①＋②−（①の上段（）内）」の金額** **(2)恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人** **第 20 号様式別表 1 の 2 の（イ）の「①＋②−（①の上段（）内）」の金額** **(3)恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人** **第 20 号様式別表 1 の 2 の（ロ）の「①＋②−（①の上段（）内）」の金額** **(4)連結法人及び連結法人であった内国法人** **第 20 号様式別表 1 の「③−（①の上段（）内）−④」の金額**
「翌期繰越額」 ⑤の各欄	「③−④」の金額をそれぞれ記載します。
下から 2 段目の「当期分」の欄	当期に法人税で繰戻還付を受ける金額を①，③，⑤の各欄に記載します。

なお，地方税法第 321 条の 8 第 13 項又は第 16 項の規定（適格合併が行われた場合又は完全支配関係がある法人の残余財産が確定した場合（以下「適格合併があった場合」）における控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額の引継ぎの規定）の適用を受ける場合，この明細書の各欄は，当該被合併法人又は残余財産が確定した法人（以下「被合併法人等」）の控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額と当該合併法人等の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額とに区分して記載します。

この「控除未済還付法人税額」とは，適格合併等があった場合で，当該被合併法人等の前 10 年内事業年度（適格合併等の日前 10 年以内に開始した事業年度）において生じた控除対象還付法人税額のうち，当該前 10 年内事業年度について法人市民税確定申告書を提出していること等の要件を満たすもので，当該被合併法人等において控除が未済である部分のことです。これが生じた前 10 年内事業年度それぞれの開始の日の属する合併法人等の事業年度又は連結事業年度の控除対象還付法人税額とみなされます。

この「控除未済個別帰属還付税額」とは，適格合併等があった場合で，当該被合併法人等の前 10 年内連結事業年度（適格合併等の日前 10 年以内に開始した連結事業年度）において生じた控除未済個別帰属還付税額のうち，当該前 10 年内連結事業年度について法人市民税確定申告書を提出していること等の要件を満たすもので，当該被合併法人等において控除が未済である部分のことです。これが生じた前 10 年内連結事業年度それぞれの開始の日の属する合併法人等の事業年度又は連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とみなされます。

平成31年4月
京都市 市税事務所 法人税務担当(法人市民税担当)